

ナジラーネ

改題 高齢協「会報」

介護保険制度にかかわる自治体要請を成功させよう

第 2 回拡大幹事会

県退職者連合は、11月9日、第2回拡大幹事会を開催し、介護保険制度に関わる自治体要請について、内容を確認した上で要請行動を展開することなどを決めました。

内容は、予防給付の新総合事業への移行について、従来のサービス水準を確保し、利用者への説明を十分行うこと、などを中心とした10項目となりました。(原文は退職者連合HP参照)

また、自治体要請とあわせ介護予防・日常生活支援事業(総合事業)が各自治体でどのようなサービスが行われてようとしているのか調査することも確認されました。

「今後の高齢者協議会の組織・運営方法等について」の残された課題のうち地域組織の再編について、12の地域組織とすること、役員体制については、今後、会長や事務局長が日常的な専従の任にあたることを前提として選出に当たることなどを確認しました。

拡大幹事会終了後は、自治体要請に内容について、

介護保険制度等の自治体要請に協力を！

—— 連合新潟と意見交換(現退対話) ——



10月29日、連合新潟四役と意見交換会(現退対話)を実施しました。退職者連合からは、地域退職者連合が県内全市に対して行う「介護保険等に関わる自治体要請」について、行政との窓口設定や事前研修会の開催など連合地協からの協力を要請しました。

また、組織拡大について、退職者の組織化は現役世代で進めることでしかなしえないことから積極的に進めてほしいことや連合の「生涯組合員構想」の具体化について要請しました。

全体で確認するための研修会を行いました。特に、地域包括ケアシステムと介護保険事業計画との整合性やすでに新しい介護予防・日常生活支援総合事業を示した自治体の例などを参照に学習しました。

給付型奨学金制度の創設の賛同署名をお願いします

大学生の2人に1人が奨学金を利用し、社会人との出発から借金返済の負担を負っており、奨学金に頼らなければ大学等に進学できないなど大きな社会問題になっています。

新潟県労福協では「給付型」奨学金の創設をめざし全国規模での署名活動を展開することとなりました。新潟県退職者連合でも、各加入組織及び地域組織単位での「団体」賛同署名を行うこととしました。各組織に署名用紙が送付されますので取り組み方よろしくをお願いします。ホームページでも賛同署名用紙をアップしておきますのでご利用ください。

下越との合併を議論

阿賀南地域退連は、11月22日、第12回定期総会を開催しました。

運動方針の議論では、下越地域退連との合併の期日やどう進めていくのか、議論となりました。特に、阿賀南では、総会は隔年ごとに五泉市と阿賀町で交互に開催していることや地域での交流の場を確保してほしいとの要望も出され、今後、下越と話し合いを進めることとしました。

来年の総会では、統合大会にすることとしつつ、阿賀南の解散大会を行うかどうかも含め今後議論していくこととしました。

各組織との意思疎通を！

糸魚川地域退職者連合は、11月24日、第17回定期総会を開催しました。

運動方針では、幹事会を定期的に開催し各退職者会との意思疎通をはかり、組織拡大につなげていく、税制、年金、医療・介護の制度改善は県退職者連合と連携し取り組んでいく、労金・生協運動に取り組んでいくことなどを確認しました。

また、糸魚川市の「介護保険運営委員会」「介護保険地域ケア推進会議」に委員として同退職者連合から引き続き選出していくことも確認されました。

介護保険制度等にかかわる要請書（自治体要請モデル）

貴職におかれましては、市民生活の安定と向上にご尽力をされていることから敬意を表します。類を見ない速さで高齢化が進む中、高齢者が生きがいをもって暮らせる生活環境の実現をするためには、安全で快適な地域環境が整い、地域でお互いが助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを進めなければなりません。そのためにも、良質な医療供給体制の構築と地域包括ケアシステムの構築は不可欠です。また、要支援者に対するサービスの自治体への移管に伴い実施される「総合事業」についても同様です。これらは、住民が参画しともにつくり上げていくことも重要と考えています。

自治体要請のモデルは、退職者連合ホームページにも掲載してあります。

こうした観点から、以下の点について要請しますので回答をお願い申し上げます。

1. 地域包括ケアシステムと整合する、適切な介護保険事業計画を策定すること。
2. 新潟県と連携し、医療計画および地域医療構想の策定・執行に積極的に関与すること。
これらの計画・構想策定過程に住民・関係団体の参画を図ること。
3. 地域包括ケアネットワーク作りに資する「医療・介護総合確保基金（介護分）」の活用計画・執行状況を明らかにすること。
4. 地域包括支援センターの機能強化を図るため、直営による基幹型センターを設置し、医療・介護・住宅・福祉などの施策連携による総合的な支援機能を強化すること。
5. 予防給付の新総合事業への移行について
 - ①介護予防訪問介護・介護予防通所介護の新総合事業への移行を拙速に進めず、従来のサービス水準を確保するための基盤整備を図ること。また、住民・利用者に対して新総合事業について十分な説明を行うとともに、利用者の合意を得ること。
 - ②制度改正を理由とした、サービス内容の変更や切り捨て、利用料の引上げを行わないこと。
 - ③要介護認定にあたっては、現状の要介護認定システムを基本とし、認定申請時の基本チェックリストの強要やサービスの振り分けを行わないこと。
6. 介護労働者の処遇改善と人材確保
 - ①15年度改正の介護職員報酬処遇改善加算の実施状況を把握・分析するとともに、各種交付金等も積極的に活用するなど人材確保に資する取り組みを進めること。
 - ②介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善の取り組みを強めること。
7. 介護保険事業に対する被保険者・住民参画の促進
介護保険事業計画や総合確保基金の活用計画等、各種事業計画策定にあたっては、介護保険の被保険者・保険料を拠出する労使代表等の住民参画体制を確立すること。